

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案に対する修正案 対照表

○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（抄）

（傍線部は修正部分）

修正後	修正前
<p>（基本理念）</p> <p>第二条 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 通常の労働者以外の労働者が通常の労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。</p> <p>三 （略）</p> <p>（調査研究）</p> <p>第五条 国は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、教育訓練、福利厚生その他の待遇の相違の実態</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第二条 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 正規労働者（期間の定めのない労働契約を締結している労働者（派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第六条第二項において同じ。）を除く。）であって一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される他の労働者に比して短くないものをいう。以下同じ。）以外の労働者が正規労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。</p> <p>三 （略）</p> <p>（調査研究）</p> <p>第五条 国は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、福利厚生その他の待遇の相違の実態</p>

三・四 (略)

2 国は、前項第三号に掲げる事項について調査研究を行うに当たっては、通常の労働者以外の労働者が通常の労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うものとする。

(職務に応じた待遇の確保)

第六条 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う通常の労働者及び通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 政府は、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において「同じ。」の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主（同法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主をいう。）及び派遣先（同法第三十条の二第一項に規定する派遣先をいう。以下この項において同じ。）に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、この法律の施行後、三年以内に法制上の措置を含む必要な

三・四 (略)

2 国は、前項第三号に掲げる事項について調査研究を行うに当たっては、正規労働者以外の労働者が正規労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うものとする。

(職務に応じた待遇の確保)

第六条 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う正規労働者及び正規労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 政府は、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十三条第一項に規定する派遣元事業主をいう。）及び派遣先（同法第三十条の二第一項に規定する派遣先をいう。以下この項において同じ。）に対し派遣労働者の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその職務に応じた待遇の均等の実現を図るものとし、このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に講ずるものとする。

措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要がある
と認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(雇用環境の整備)

第七条 国は、労働者はその意欲及び能力に応じて自らの希望する
雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよ
う、労働者の就業形態の設定、採用及び管理的地位への登用等の
雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必
要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働
者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、
通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の労働者以
外の労働者から通常の労働者への転換が促進されるよう、必要な
配慮を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關
する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)
の施行の日から施行する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に

(雇用環境の整備)

第七条 国は、労働者はその意欲及び能力に応じて自らの希望する
雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよ
う、労働者の採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の
多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずる
ものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働
者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、
正規労働者以外の労働者から正規労働者への転換が促進されるよ
う、必要な配慮を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

2| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律の一部改正)

第十八条 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「同法第二十三条第一項」を「同条第四号」に、「同法第三十条の二第一項」を「同号」に改める。

(調整規定)

3| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日以後である場合には、前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則に一条を加える改正規定中第十八条を第十九条とする。

[新設]

[新設]